

2020年8月7日
東北経済産業局

大沼友の会会員へ仮配当額通知書を送付します

東北経済産業局は、株式会社大沼友の会会員の方からの債権の申出を受け付け、権利の調査を行ってきましたが、本日、その結果を仮配当表にとりまとめ、申出のあった会員の方に「仮配当額通知書」を送付します。

なお、別添の「仮配当額通知書」に記載している「調査後の債権額」に異議のある会員の方は、2020年9月30日に開催予定の意見聴取会に出席して証拠を提示し、意見を述べるすることができます。

1. 仮配当表の要旨

①受付件数	4,302 件
②営業保証金及び前受業務保証金の総額	191,811,000 円 …A
③申出債権額の総額	253,150,000 円
④調査後の債権額の総額	253,367,000 円 …B
⑤仮配当の割合(A/B)	75.70%

・仮配当表は、割賦販売法に基づき作成するもので、本日、仙台合同庁舎 B 棟の掲示板に掲示するとともに、官報に公示します。

2. 意見聴取会

①日時 2020年9月30日(水曜日) 13時から

②場所 山形市保健所大会議室(山形市城南町一丁目 1-1 霞城セントラル 3 階)

・意見聴取会への出席を希望する方は、「意見聴取会出席希望書」を提出してください。折り返し東北経済産業局から送付する「出席票」をお持ちの方のみ入場できます。

・やむを得ない理由で意見聴取会に出席できない方は、意見を述べる代わりに「口述書」を提出することができます。

・「意見聴取会出席希望書」又は「口述書」は、2020年9月1日(火曜日)までに、東北経済産業局へ提出してください。

提出先 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎 B 棟 3 階
東北経済産業局産業部消費経済課 宛

3. その他

・「仮配当額通知書」に記載してある申出人住所、氏名に変更や誤りのある方は、東北経済産業局まで連絡をお願いします。

・「仮配当額通知書」をもって還付金を受け取ることはできません。

・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、意見聴取会の日程を変更する場合があります。

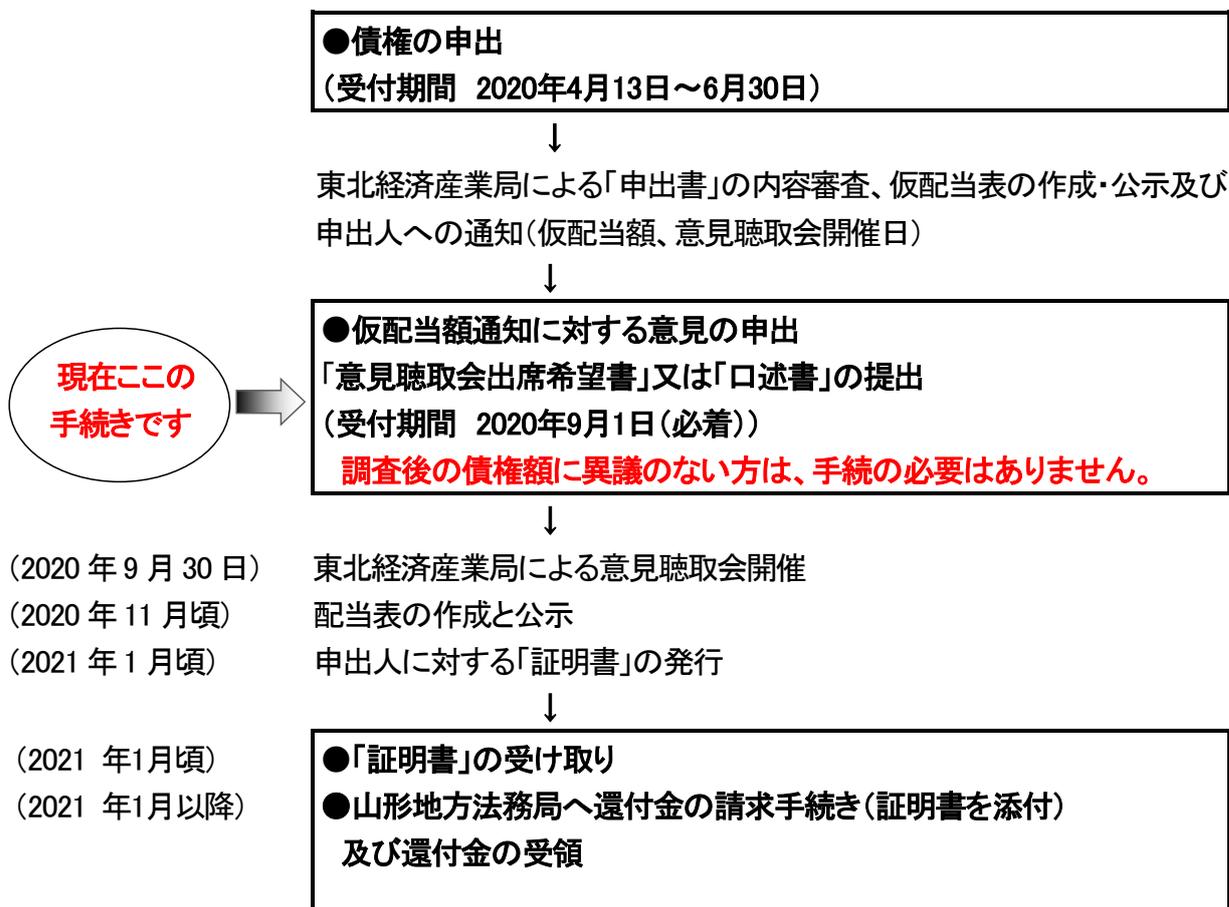
※ 意見聴取会の取材について

当日、会場にお越しください。事前の登録は不要です。

また、取材は冒頭のみ可能ですが、申出人が特定できるような撮影はお断りします。

参考 債権申出から還付までのスケジュール(予定)

太枠内が申出人(友の会会員)の手続きです。



(本発表資料お問合せ先)
東北経済産業局 消費経済課長 渡辺 正明
担当者: 奈良崎(ならざき)、武田
電話: 022-208-6775(直通)
FAX: 022-224-1466

重要

見本

仮配当額通知書

住所

氏名

受付番号

東北経済産業局産業部消費経済課長

(株)大沼友の会の債権申出に係る仮配当額のお知らせ

(株)大沼友の会の破産手続開始の申立てに伴い、先に申出をいただいた債権額（お買物券及び積立金額）について、割賦販売法施行令第11条第1項の規定に基づき調査を行いました。その結果、あなたの債権額及び仮配当額は、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

なお、この「調査後の債権額」に異議のある方は、別紙により開催する「意見聴取会」に出席して証拠を提示し、意見を述べることができます。

記

1. 申出人氏名
2. 申出人住所
3. 申出債権額 円
4. 調査後の債権額 円
(12回分の積立を完納及び満期月が到来している場合、ボーナス分を加算しています。)
5. 仮配当額 円
(仮配当額は、今後の債権の調査状況によって変更することがあります。)
6. 参考 営業保証金及び前受業務保証金の総額 191,811,000 円……A
調査後の債権額の総額 円……B
仮配当率 (A/B) %

○これは、還付金を受け取るための通知ではありません。山形地方法務局から還付金を受け取るための「証明書」の交付と、その際に必要となる手続きについては、令和3年1月頃に改めてご案内する予定です。

○上記1.～5.の内容をご確認ください。申出内容（氏名、住所）に変更・誤り等がない方、「調査後の債権額」に異議のない方は、今回は手続きの必要はありません。

※本票は再発行しません。

<お問い合わせ先> 東北経済産業局 産業部 消費経済課
〒980-8403 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
電話：022-208-6775 (9:00~18:00、土・日・祝日を除く)

「仮配当額通知書」に書いてある内容に変更・誤り・異議のある方へ

❗ 「仮配当額通知書」に書いてある住所・氏名を変更した・誤っていた方
…… 2 ページ. 申出事項変更 をご覧ください。

❗ 「仮配当額通知書」の 4. 調査後の債権額に異議のある方
…… 3 ページ. 意見聴取会 をご覧ください。

以下の方は、今回手続の必要はありません。

○住所・氏名に変更・誤りのない方

○「仮配当額通知書」の 4. 調査後の債権額に異議がない方

債権申出から還付までの流れ（スケジュール）

還付手続きの現在の進捗状況は、以下のとおりです。

●太枠内が皆様（申出人）の手続きです

●債権の申出
(受付期間 令和2年4月13日～6月30日)



東北経済産業局による「申出書」の内容審査、仮配当表の作成
・公示及び申出人への通知（仮配当金額、意見聴取会開催日）



現在この
手続きです

●仮配当通知に対する意見の申出
●意見書提出又は意見聴取会への参加申込み
(受付期間 令和2年9月1日(必着))
調査後の債権額に異議のない方は必要ありません。



(R2.9.30) 東北経済産業局による意見聴取会開催

(R2.10頃予定) 配当表の作成と公示

(R3.1頃予定) 申出人に対する「証明書」の発行



(R3.1頃予定)

(R3.1以降)

●「証明書」の受け取り
●山形地方法務局へ還付金の請求手続き（証明書を添付）
及び還付金の受領

1. 申出事項変更

(1) 届出が必要な場合

- 引越などで住所が変わった・間違っていた場合
- （仮配当額が10万円以上の方であって）勤務先・結婚前の実家など、住民登録のない住所で申し出ていた場合
- 結婚などで姓が変わった・氏名が間違っていた場合
- 申出人が死亡したために、申出人を相続人に変更したい場合
…など

(2) 届出の手續

「変更後の内容を証する書類」に受付番号と連絡の付く電話番号を添えて郵送もしくはFAXにてお送りください。

（変更後の内容を証する書類の例）

- 運転免許証の写し
- 被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険 等）の写し
- 住民票の写し

※被保険者証の写しをつけるときは、住所のわかる部分も写しをつけてください。

※相続による申出人変更の場合は、亡くなった申出人の除籍謄本（申出人と相続人の続柄が分かるもの）及び相続人の本人確認のための公的証明書（健康保険証・運転免許証など）の写しが必要です。

(3) 送付先

東北経済産業局 消費経済課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟

電話番号 022-208-6775（9:00~18:00、土・日・祝日を除く）

FAX番号 022-224-1466

(4) 送付期限

令和2年9月30日（水）まで（必着）

2. 意見聴取会

(1) 「意見聴取会」とは

「仮配当額通知書」の調査後の債権額が、申出人の了解をいただくこと無く「申出書」の債権額より少なくなっているなど、異議のある方は「意見聴取会」に出席して、証拠を提示し、意見を述べることができます。

また、病気などのやむを得ない理由で「意見聴取会」に出席できない方は、意見を述べる代わりに「口述書」を提出することができます。

調査後の債権額に異議のない方は「意見聴取会」に出席、または「口述書」を提出する必要はありません。

なお、この「意見聴取会」は割賦販売法施行令第11条第2項に基づき開催するものです。

(2) 開催日時・場所

日 時 令和2年9月30日（水） 午後1時～

場 所 山形市保健所大会議室（山形市城南町一丁目1-1霞城セントラル3階）

※(3)により申込していただき、「出席票」をお持ちの方のみ入場できます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、日程を変更する場合があります。その際は別途お知らせします。

(3) 「意見聴取会」出席申込方法

「意見聴取会出席希望書」（4ページを参考に作成してください）を**令和2年9月1日（火）まで（必着）**に提出してください。折り返し当局から「出席票」を送付します。

(4) 「口述書」提出方法

「口述書」（4ページを参考に作成してください）と下記の必要書類①及び②を**令和2年9月1日（火）まで（必着）**に提出してください。

（必要書類）

①申出人の本人確認のための公的証明書（健康保険証・運転免許証など）の写し

②意見の概要を証する書類（債権額のうち、積立金額が違うことを証明できる領収証などで、提出していないもの。写しは不可。）

(5) 「意見聴取会出席希望書」及び「口述書」提出（送付）先

東北経済産業局 消費経済課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟

電話番号 022-208-6775（9:00～18:00、土・日・祝日を除く）

※ 「意見聴取会出席希望書」または「口述書」の送付にあたっては、引受と配達記録が残る「簡易書留」をお勧めします。

非常に多数の書類が届くことが予想されますので、「意見聴取会出席希望書」または「口述書」が**到着したかどうかの個別のお問い合わせには応じられません。**

[様式1] 意見聴取会出席希望書

調査後の債権額に異議のない方は提出する必要はありません。

意見聴取会出席希望書

議長 殿

令和 年 月 日
申出人住所 _____
申出人氏名 _____
(受付番号 _____)

私は、下記事案に関する「意見聴取会」に出席して意見を述べたいので、あらかじめその概要を申し出ます。

記

1. 件名 (株)大沼友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付についての割賦販売法施行令第11条第1項の規定による権利の調査

2. 意見の概要

[必ず記載してください。
意見は、債権額に関するものに限りません。]

仮配当額通知書に記載の住所・氏名・受付番号を記載

[様式2] 口述書

調査後の債権額に異議のない方は提出する必要はありません。

口 述 書

議長 殿

令和 年 月 日
申出人住所 _____
申出人氏名 _____
(受付番号 _____)

私は、下記事案に関する「意見聴取会」に出席することができませんので、その出席に代えてこの口述書を提出します。

記

1. 件名 (株)大沼友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付についての割賦販売法施行令第11条第1項の規定による権利の調査

2. 「意見聴取会」に出席できない理由
(必ず記載してください。)

3. 意見の概要

[必ず記載してください。
意見は、債権額に関するものに限りません。]

仮配当額通知書に記載の住所・氏名・受付番号を記載